

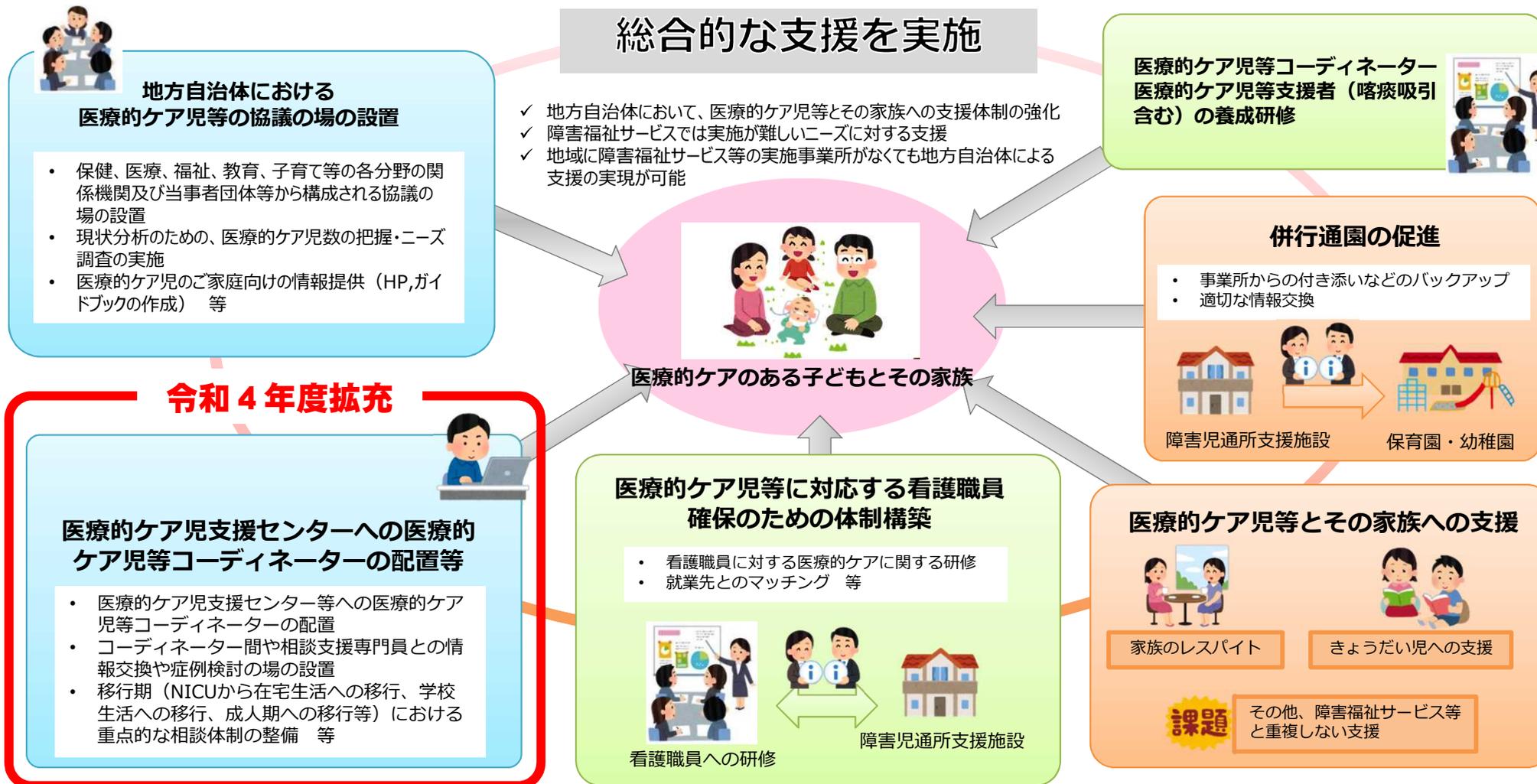
令和4年度予算案（令和3年度予算額）：4.0億円（2.2億円）

【事業内容】

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく医療的ケア児支援センターの設置（医療的ケア児等コーディネーターの配置）により、医療的ケア児とその家族からの相談を受け、適切な支援に繋げるための支援を行うとともに、地方自治体における協議の場の設置や医療的ケア児に係る支援者の養成研修、医療的ケア児やその家族の日中の居場所作りや活動の支援等を総合的に実施する。

【実施主体】 都道府県・市町村

【補助率】 国1/2 都道府県・市町村1/2



医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

(1) 医療的ケア児保育支援事業【拡充】 (P27参照) (保育対策等総合支援事業費補助金)

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師の配置や、保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施する。

令和4年度概算要求においては、体制整備を行おうとする市町村への支援を強化するため、補助率の引き上げを行う(1/2→2/3)。

【実施主体】	都道府県、市区町村		
【補助基準額】	基本分単価	①看護師等の配置	1施設当たり 5,290千円
	加算分単価	②研修の受講支援	1施設当たり 300千円
		③補助者の配置	1施設当たり 2,170千円
		④医療的ケア保育支援者の配置	1市区町村当たり 2,170千円 (喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
		⑤ガイドラインの策定	1市区町村当たり 560千円
		⑥検討会の設置	1市区町村当たり 360千円
【補助割合】	国：2/3<<拡充>>、都道府県、指定都市、中核市：1/3 国：2/3<<拡充>>、都道府県：1/6、市区町村：1/6		

(2) 広域的保育所等利用事業 (保育対策等総合支援事業費補助金)

近隣に入所可能な保育所等が見つからない子どもに対し、自宅から遠距離にある保育所等への通所を可能にするため、バス等を活用した送迎を実施するために必要な費用を補助する。

【実施主体】	市区町村	
【補助基準額】	・保育士雇上費	5,000千円 (加配数に応じて3,000千円を加算)
	・運転手雇上費	5,000千円 (加配数に応じて3,000千円を加算)
	・事業費 (損害賠償保険含む)	10,202千円 (自宅送迎の場合 1,119千円)
	・バス購入費	15,000千円
	・バス借上費	7,500千円
	・改修費	7,270千円
【補助割合】	国：1/2、市区町村：1/2	

医療的ケア児保育支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度概算要求：469億円の内数)

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

補助基準額

○基本分単価		
① 看護師等の配置	1施設当たり	5,290千円
○加算分単価		
② 研修の受講支援	1施設当たり	300千円
③ 補助者の配置	1施設当たり	2,170千円
④ 医療的ケア児保育支援者の配置 (喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)	1市区町村当たり	2,170千円
⑤ ガイドラインの策定	1市区町村当たり	560千円
⑥ 検討会の設置	1市区町村当たり	360千円

事業イメージ

<管内保育所等>

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、**保育士の研修受講等**を行い、医療的ケア児を受け入れ。



<基幹施設>

モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等が、市町村内の基幹施設として、**管内保育所の医療的ケアに関する支援**を行うとともに、**医療的要因や障害の程度が高い児童の対応**を行う。



助言・支援等

体制整備等

<自治体>



ガイドラインの策定

検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受け入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

実施主体・補助割合<拡充>・事業実績

- 実施主体
都道府県、市区町村
- 補助率

{ 国：1/2 ⇒ 2/3<<拡充>> 都道府県・指定都市・中核市：1/2 ⇒ 1/3 { 国：1/2 ⇒ 2/3<<拡充>> 都道府県：1/4 ⇒ 1/6、市区町村：1/4 ⇒ 1/6 } }	}
---	---
- 事業実施
R2（公募ベース）：109か所（171か所）

保育環境改善等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度概算要求：469億円の内数)

【趣 旨】 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要費用の一部について支援する。

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【対象事業】 「＜運用改善＞ 1施設1回限り」とされている要件を撤廃

1. 基本改善事業（改修等）

①保育所等設置促進等事業

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業

②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

①障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

②分園推進事業

保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業

③熱中症対策事業

熱中症対策として、保育所等に冷房設備を新規設置するための改修等を行う事業

④安全対策事業

安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業

⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑥緊急一時預かり推進事業

緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間帯に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑧保育環境向上等事業＜新規＞

保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

【補助基準額】	1. 基本改善事業	1事業あたり	7,200千円
	2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑧）	1事業あたり	1,029千円
	（④）	1施設あたり	500千円以内
	（⑥、⑦）	1施設あたり	32,000千円

【補助割合】	2④の事業	国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4	2⑥⑦の事業	国:1/2、市区町村:1/2
	それ以外の事業	国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3	又は	国:1/3、指定都市・中核市:2/3

背景・課題

「**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律**」の成立・施行を踏まえ、**医療的ケア看護職員を配置**するとともに、**特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備**や**外部専門家の配置**を行うことにより、特別支援教育の推進を図る。

○ 医療的ケア看護職員配置事業

- 学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、**校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援**

(2,611百万円(2,068百万円))

2,400人分 ⇒ 3,000人分【拡充】

※校外学習や登下校時の送迎車両への同乗に係る経費も含む。

【参考】医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
(令和3年6月18日公布、令和3年9月18日施行)
第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充を図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他必要な措置を講ずるものとする。

【参考】医療的ケア看護職員の効果的な配置も含め、医療的ケアの実施体制の構築に資する取組を実施するため、小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究を実施。

補助対象等

- ・都道府県・市区町村・学校法人
(幼稚園・小中高校・特別支援学校)
- ・補助割合 国：1/3 補助事業者：2/3

○ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

- **特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備**を行う自治体等のスタートアップを支援 ※交付初年度から3年限り

1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備

2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進

(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)

4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

○ 外部専門家配置事業

- 個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの**専門家配置を支援** 348人

【参考】特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部・高等部学習指導要領
第7章 自立活動 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い
児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めらるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

アウトプット（活動目標）

自治体等が実施する①地域の小・中学校等での特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備②医療的ケア看護職員の配置や外部専門家の配置について支援

アウトカム（成果目標）

学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展
(指標) 学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合
(令和3年度：-% (今年度調査予定))

インパクト（国民・社会への影響）

障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮できる共生社会の実現